

【商品概要書〈インターネット取引用〉】

項目	内容
サービスの特長	<p>楽ラップとは、楽天証券ラップサービスの愛称です。楽天証券ラップサービスとは、投資一任契約(※)に基づき、投資運用業者である楽天証券株式会社（以下「当社」といいます。）がお客様に代わってお客様の投資資産に関する投資対象の選定や実際の売買等を行い、その運用成果について定期的な報告を行う運用サービスです。</p> <p>(※)投資一任契約とは お客様が、投資運用業者に有価証券等の価値の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任し、当該投資判断に基づきお客様のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約です。</p>
サービスの流れ	<p>①診断：お客様ご自身で当社ウェブ画面上の質問にご回答いただけます。</p> <p>②提案：診断結果に基づいて、お客様に適した運用コースを提案します。ご自身の判断で運用コース（積極度、下落ショック軽減機能（TVT 機能）の有無）を変更することも出来ます。</p> <p>③契約申込：運用コース及び契約内容にご納得いただければ、申込金額を入力の上楽ラップにお申込みいただけます。（お申込みには申込金額以上の買付余力が必要です。） なお、非居住者(日本国外の居住者)のお客様は、楽ラップをご契約いただくことができません。また、当社とのお取引の状況その他の理由により契約をお断りする場合があります。なお、積立（自動増額）は新規契約申込み時にあわせてお申込みいただけます。</p> <p>④運用：当社がお客様に代わってお客様の資産の運用を行います。</p> <p>⑤報告：「楽ラップ四半期運用報告書」にて運用状況等を報告します。また、当社ウェブ画面上で、前日までの評価額、運用状況、資産内容、取引状況等をご覧いただけます。</p> <p>⑥契約の見直し：増額や減額、運用コース変更は当初運用開始日（当初契約締結日の翌営業日）の翌月末日以降、契約の見直しが可能です。運用コース変更と増額または減額のお申込みは同日に行うことが出来ます。その場合、変更回数は1回としてカウントします。</p> <p>新規契約後の積立（自動増額）のお申込み、積立契約内容の変更は、契約締結日の翌営業日以降いつでも可能です。なお、約1年毎の契約期間中に、合計で12回まで契約変更が可能です。ただし、解約および積立（自動増額）の解除は変更可能回数にかかわらずお申込みが可能です。</p> <p>⑦契約の更新：お客様との契約は1年毎に自動更新されます。（初回の契約期間は約1年になります。）</p>
運用について	<p>【お客様の運用コースに応じた資産配分(アセットアロケーション)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社 Finatext と共同開発した診断ツールの評価に基づいてお客様に適した運用コースを提案します。 ・提案する運用コースの資産配分(アセットアロケーション)については世界中の大手投資家に資産配分アドバイスの提供を行う米国最大手の運用コンサルティング企業である Mercer の日本における資産運用会社であるマーサー・インベストメンツ株式会社及びステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社が提供する助言に基づき

		<p>当社が決定します。</p> <p>【お客様に代わって当社が運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分散投資の観点から当社が最適と考える資産配分に基づき複数のアセットクラス(※1)に対し分散投資します。それぞれのアセットクラスに採用する投資信託は、当社があらかじめ収益性やリスク等を精査し、投資対象として適したものを厳選いたします。 ・お客様の運用コースに応じて、あらかじめ定められた資産配分比率(目標資産配分比率)に従い、当社がお客様に代わって投資信託を購入し、運用を開始します。資産配分比率(目標資産配分比率)は、原則として四半期に一度、グローバルな経済環境や市場動向等に応じて動的に見直します。ただし、市場動向等によっては変更を行わない場合があります。 <p>目標資産配分比率は Mercer の日本における資産運用会社であるマーサー・インベストメンツ株式会社が提供する投資助言に基づき当社が決定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相場状況等により、資産毎の配分比率が目標資産配分比率の定める率から一定の乖離が生じた場合(閾値を超えた場合)は、目標資産配分比率に戻すよう、当社が適宣リバランスを行います。 ・一部の運用コースでは、相場が大きく下落しそうだと予測される場合に、株式等の相対的にリスクの高い資産の比率を大幅に引き下げ、債券等の相対的にリスクが低い資産の比率を上げる等、値動きのブレを一定の目標水準に収めるように、投資比率を柔軟に調整する運用戦略をとることがあります。(※2) <p>(※1) 同じような期待収益(リターン)や値動き、リスク特性を持つ投資対象の資産種類・分類のことで、国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、商品、REIT 等があります。</p> <p>(※2) 本運用戦略は、ターゲット・ボラティリティ・トリガー (TVT) と言います。ターゲット・ボラティリティ・トリガーとは、相対的にリスクが高いとされる資産のボラティリティ(価格変動の振れ幅)を定期的にモニターし、あらかじめ定められた上限値(閾値(いきち))を超えた場合、該当する資産の配分比率を動的に引き下げ、相対的にリスクが低いとされる資産の比率を引き上げることで値動きのブレを一定の目標水準に収めるように、投資比率を柔軟に調整する手法のことです。通常、株式市場は値動きが大きい時に値下がりする傾向が強く、TVT 戦略により市場混乱期の値動きのブレと収益悪化を抑制することが期待されます。</p> <p>TVT の発動については、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社が提供する投資助言に基づき当社が決定します。</p> <p>【モニタリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資対象となる投資信託や資産、その他運用の意思決定に係わるサービスの提供者に対し、継続的に運用状況の評価や分析を行います。
	投資判断者等の氏名	大澤 健吾
サービス概要	契約金額	10万円以上1円単位
	契約期間	1年毎に自動更新(初年度は「契約締結日」から「契約締結日の属する月を含む12回目

	の応当月の月末日」までの約 1 年間とし、以降は前契約期間に続く 1 年間で契約期間とします。)
契約締結	申込受付：土日休日を含む毎日（但し、システムメンテナンスの間は除く） 契約締結日：平日 15 時より前までにお申込みをされた場合、申込日当日が契約締結日となり、平日 15 時以降又は土日休日にお申込みをされた場合、申込日の翌営業日になります。（契約締結日は、契約締結時交付書面に記載されております。）
運用開始日	契約締結日の翌営業日
投資対象	国内籍公募投資信託
目標配分比率の見直し	グローバルな経済環境や市況動向等に応じて、原則として四半期に一度見直しを行います。 目標資産配分比率は Mercer の日本における資産運用会社であるマーサー・インベストメンツ株式会社が提供する投資助言に基づき当社が決定します。
リバランス	相場状況等により資産毎の配分比率があらかじめ定められた上限値又は下限値（閾値（いきち））を超えた場合は、目標資産配分比率に戻すよう、該当する資産に係る投資信託の解約・購入を行います。
収益分配金の取扱い方法	楽ラップの投資対象（投資信託）からの収益分配金は楽ラップ内において再投資されます。
契約変更	<p>① 増額：1 万円以上 1 円単位 都度お申込みいただく方法と、毎月定額を積み立てる方法（積立（自動増額））があります。自動増額の詳細については「積立（自動増額）」の欄をご参照ください。</p> <p>② 減額：1 万円以上 1 円単位 前営業日の時価評価額をもとに、減額後の金額が 10 万円を下回る減額のお申込みはできません。原則として減額にともなう変更契約締結日の翌営業日から換金手続を開始し、10 営業日以内に証券総合口座へ入金します。但し、組み入れているファンドの休業日によっては 10 営業日を超えることがあります。</p> <p>③ 運用コースの変更：再診断していただく方法とご自身で運用コースを設定する方法のいずれかで変更申込をする事ができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再診断：再診断を行い契約中の運用コースと異なる運用コースが提示した場合にお申込が可能です。 ・ご自身による設定：ご自身で運用コース（積極度、下落ショック軽減機能（TVT 機能）の有無）の変更をお申込みいただけます。 <p>④ 解約：原則として解約申込受付日の翌営業日から換金手続を開始し、換金手続開始後 10 営業日以内に解約代金を証券総合口座へ入金します。但し、組み入れているファンドの休業日によっては 10 営業日を超えることがあります。</p> <p>なお、平日の 15 時より前までにお申込みの場合、申込日当日が解約申込受付日となり、平日 15 時以降又は土日休日にお申込みの場合、申込日の翌営業日が解約申込受付日となります。なお、解約にあたっては保有の投資信託は全て解約のうえ現</p>

	<p>金でお返します。有価証券で返却することは出来かねますので御了承ください。</p> <p>【ご注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 当初運用開始日の翌月末日までは、増額、減額、運用コースの変更及び解約はできません。新規契約後の積立（自動増額）のお申込み、積立契約内容の変更は、契約締結日の翌営業日以降いつでも可能です。 * 1 契約期間における、増額、減額、運用コースの変更、および積立（自動増額）の追加申込み、解除、設定変更は合計 12 回まで可能です。ただし、同日に申し込まれた変更申込はあわせて 1 回としてカウントします。また、解約および積立（自動増額）の解除は変更可能回数にかかわらずお申込みが可能です。 * 運用コースの変更を行った場合は、変更契約日の翌月末日までは新たな運用コースの変更はできません。 * 増額又は減額の変更を行った場合、変更契約日の翌営業日から起算して原則 5 営業日を経過するまでは新たな増額、減額及び運用コースの変更はできません。 * 積立（自動増額）をご利用の場合、各月の積立指定日と同日付での増額又は減額はできません。 * 減額のお申込み後、相場急変時等により全資産を売却しても指定された減額金額に満たない場合があります。こうした場合には、全資産の売却代金を速やかに返金し、当社の判断で契約を解約します。 * 資産合計が最低申込金額である 10 万円を下回った場合でも投資一任契約にもとづく運用は継続されます。ただし、資産合計額が当社所定の金額（5 万円）を下回り、運用の継続が困難と判断される場合には、当社の判断で、全資産を売却した上で返金し、契約を解約する場合があります。
積立（自動増額）	<p>積立（自動増額）は楽ラップ本契約に付加する形でご利用いただけます。楽ラップ新規契約時に同時にお申込みいただくか、楽ラップ契約後に契約変更として追加でお申込みください。</p> <p style="padding-left: 40px;">引落口座：証券総合口座のみとなります。</p> <p style="padding-left: 40px;">積立指定日：毎月 10 日と 25 日から選択いただけます。</p> <p style="padding-left: 40px;">積立金額：1 万円以上 1 円単位で指定していただけます。</p> <p>【ご注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 積立のみをご契約いただくことは出来ません。楽ラップを解約される場合、積立も自動的に解除されます。ただし、楽ラップ契約を継続しながら、積立のみを解除することは可能です。 * 各月の積立指定日の前営業日午後 3 時までに証券総合口座への入金をお願いします。楽天銀行の自動入金（スイープ）を設定いただいている場合は、別途証券総合口座への入金の必要はありません。 * 残高不足により 3 回連続で積立エラーとなった場合、積立は自動で解除されます。

	<p>*増額・減額・運用コース変更等の各種変更申込を受付出来ない期間中も含め、積立の追加申込、積立契約内容の変更申込、解除申込はいつでも行えます。ただし、各月の積立指定日と同日付での増額又は減額はできません。</p> <p>*初回の積立指定日は、積立設定画面でご確認ください。尚、増額・減額・運用コース変更等の各種変更申込を受付出来ない期間中であっても、毎月の積立は実行されます。</p> <p>*楽ラップ契約後に追加で積立（自動増額）を申し込んだ場合、また、積立契約内容（積立指定日又は積立金額）を変更した場合は、変更回数にカウントされます。ただし、増額・減額・運用コース変更と同日に行った積立契約内容の変更については、合わせて1回の変更としてカウントされます。</p>
<p>手数料コース</p>	<p>① 手数料コース</p> <p>資産残高に応じ一定率の手数料(固定報酬)のみをいただく「固定報酬型」又は固定報酬に加え運用成果に応じ運用益の額に一定の率を乗じた額の手数料(成功報酬)をいただく「成功報酬併用型」のいずれかをご選択いただきます。手数料コースは契約更新時にのみ変更いただけます。</p> <p>固定報酬は、投資一任契約に基づく運用サービスに対する「投資顧問料(投資一任フィー)」と、資産の管理サービスに対する「運用管理手数料(ラップ・フィー)」から構成され、別表に掲げる料率を適用します。</p> <p>② 固定報酬のお支払方法</p> <p>前月末の時価評価額を基準として、原則として毎月第7営業日目に楽ラップ内の運用資産より1ヶ月分先取り方式にてお支払いいただきます。新規購入または増額をお申込みいただいた時には、初回部分として月の残日数に応じて日割りで手数料を算出し、運用開始日の翌営業日に楽ラップの契約資産から差し引かせていただきます。月の途中で減額ないし解約した場合は、先払いでお支払いいただいた金額から、減額分又は解約金額について、未経過の日数に対応する部分の固定報酬を返金いたします。</p> <p>③ 成功報酬のお支払方法</p> <p>契約期間（1年間、但し初回計算期間は約1年間）を1期間の計算期間とし、新契約期間の期初第7営業日目に楽ラップ内の契約資産から年次後取り方式でお支払いいただきます。成功報酬は、成功報酬計算の基準日である各計算期間の最終営業日における時価評価額が成功報酬を支払う基準となる金額を上回った場合にのみ発生します（ハイウォーターマーク方式）。計算期間中に減額のお申込みを行った場合は、その時点で一旦、運用資産全体に係る成功報酬発生の有無を判定し、成功報酬発生の際は楽ラップ内の契約資産からお支払いいただきます。解約を行った場合は契約資産の換金終了後に成功報酬額を算出し、成功報酬が発生している場合は成功報酬額を差し引いた資金をお客様の証券総合口座に入金します。</p> <p>④ 投資信託の運用管理費用（間接費用）</p> <p>楽ラップでは上述のお客様に直接ご負担いただく手数料のほかに、楽ラップで投資する投資信託を通じて間接的にご負担いただく費用（以下「間接費用」といいます。</p>

		<p>す。)があります。その間接費用には、信託報酬(最大で信託財産の0.378%(概算)(税込・年率)。但し、楽ラップで投資する投資信託が投資対象とする他の投資信託の信託報酬等を加えた実質的な運用管理費用(信託報酬を含む)は最大で信託財産の0.6796%(概算)(税込・年率)です。)、信託財産留保額(最大で信託財産の0.30%(概算))、その他費用があります。</p> <p>なお、これらの費用の合計額及び上限額については、資産配分比率、運用状況、運用実績等に応じて異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することはできません。</p> <p>詳しくは別表をご確認ください。</p>
お客様への報告		<p>① 楽ラップ四半期運用報告書：四半期毎(3,6,9,12月末基準)</p> <p>② 取引報告書：都度</p> <p>③ 取引残高報告書：信用取引口座、先物オプション口座をお持ちのお客様は、毎月上記以外のお客様は、四半期毎(3,6,9,12月末基準)</p> <p>④ 投資信託分配金お支払いのご案内：分配金発生時</p> <p>⑤ 特定口座年間取引報告書：年1回(該当されるお客様のみ)</p>
リスク		<p>楽ラップは、投資信託に投資して運用を行います。</p> <p>当該投資信託が投資対象としている有価証券等及び組み入れている投資信託が投資対象としている有価証券等について、その発行者や保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合など当該有価証券等の価格変動等により損失が生じる恐れがあり、元金が保証されているものではありません。また、有価証券等に海外への投資が含まれる場合、各国通貨の為替変動により損失が生じる恐れがあります。</p> <p>投資対象とする投資信託の内容やリスクは投資信託毎に異なりますので、詳細はそれぞれの目論見書でご確認ください。</p> <p>運用による損益は全てお客様に帰属します。</p> <p>また、楽ラップに係る投資一任契約は、クーリングオフの対象にはなりませんので、ご注意ください。</p>
その他	税金について	<p>楽ラップに係る税制は以下のとおりです。但し、税務上の取扱いは法令等や通達のほか、税務当局によって判断されるものであり、法令等の改正や通達等でその解釈が変更される場合があることにご留意ください。なお、お客様によりお取扱いが異なる場合もありますので、詳しくは最寄りの税務署や税理士等の専門家にお尋ねください。</p> <p>楽ラップが投資対象とする投資信託に係る税金の取扱いについては、一般的な投資信託と同様です。</p> <p>① 投資対象とする株式投資信託の収益分配金(特別分配金を除きます。以下同じ。)は配当所得として、公社債投資信託の収益分配金(毎決算期、解約時及び償還時)は利子所得として取り扱われ、源泉徴収によって課税関係を終了させることもできます。</p>

		<p>② 投資対象とする株式投資信託を解約・償還する場合の所得は、上場株式等の譲渡による所得と同様に扱われます。</p> <p>上場株式等の譲渡による所得は、雑所得、事業所得又は譲渡所得に区分されます。雑所得、事業所得に区分されるときは、証券会社に支払った手数料（投資顧問料及び運用管理手数料、成功報酬）も、確定申告することで必要経費とすることが可能です。</p>
<p>特定口座について</p>		<p>楽ラップで特定口座を利用するには、証券総合口座で特定口座が開設されている必要があります。</p> <p>また、その場合、楽ラップによって行われる取引と当社の証券総合口座でお客様ご自身が行うお取引は合算のうえ譲渡損益等を計算します。</p> <p>楽ラップにおいて特定口座をご利用いただく場合は契約申込み前に特定口座開設のお手続きをお願いいたします。なお、源泉徴収区分の変更は、その年に、特定口座内で譲渡等（売却や配当金等の受入れ）の受渡しが発生していない場合のみ可能です。</p> <p>特定口座で「源泉徴収あり」をご選択されているお客様の場合、譲渡損益は楽ラップで行われた取引とお客様ご自身の判断で行われた他のお取引を合わせて計算し、譲渡益が発生した場合はそれぞれの取引毎に源泉徴収を行います。一方で譲渡損失が発生した場合は、源泉徴収の超過分をお客様の証券総合口座に還金し、楽ラップでの再投資は行いません。</p> <p>楽ラップに係る投資顧問料(投資一任フィー)及び運用管理手数料(ラップ・フィー)は「特定口座年間取引報告書」における「取得費及び譲渡に要した費用の額等」には含まれておりません。但し、お客様が確定申告をすることで、必要経費とすることが可能です。なお、楽ラップに係る費用を必要経費として申告なさる場合、申告する所得区分によっては控除の範囲等が異なることがあり、また、お客様によって取扱いが異なる場合もありますので、実際の取扱いについては、所轄の税務署、税理士等の専門家にお尋ねください。</p> <p>楽ラップで保有の投資信託は他社への移管や贈与はできません。また、楽ラップで特定口座を利用しているお客様のうち、楽ラップで購入した銘柄と同一の銘柄をお客様自ら購入し証券総合口座で保有している場合には、お客様自ら購入し証券総合口座で保有している投資信託も他社への移管や贈与が制限される場合があります。</p>
<p>ディスクレイマー</p>		<p>当社は、日本の金融商品取引法に従い、財務局に登録された金融商品取引業者です。本書に掲載されている事項は、情報提供を目的に作成したものであり、投資の勧誘を目的としたものではありません。また、本書は楽ラップに関する商品内容等を全て網羅したものではありません。最終的な投資決定は、投資一任契約書、契約締結前交付書面その他当社ウェブサイト等に掲載の情報等をよくお読みいただき内容を十分にご理解のうえ</p>

		<p>お客様ご自身の判断と責任においてなさるようお願いいたします。また、当社は本書に掲載されている事項の正確性及び完全性を保証又は約束するものでなく、今後、予告なしに内容を変更又は消去する場合があります。なお、情報の欠落・誤謬等につきましてはその責を負いかねますのでご了承ください。</p> <p>本書に掲載されている内容の著作権は、原則として、当社及びその他情報提供者に帰属します。当社及びその他情報提供者に無断で転用、複製、再配信、インターネットサイト等へ転載することはお断りさせていただきます。</p>
		<p>本サービスのお申込みにあたりましては、当社より所定の契約締結前交付書面等を交付いたします。当該書面等をよくお読みいただき内容を十分にご理解いただいたうえでお申込みいただきますようお願いいたします。</p>
当社の概要		<p>商号等：楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 195 号 商品先物取引業者</p> <p>加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会</p>

(平成 30 年 4 月現在)

【別表】 楽天証券投資一任（楽ラップ）手数料

固定報酬の額は、初回契約時は契約金額、その後は前月の末日において当社運用システムが算出可能な範囲で将来発生する予定の税金等を加味した契約資産の時価評価額に、それぞれ(1)（固定報酬型に係る報酬料率）又は(2)（成功報酬併用型に係る固定報酬料率）に掲げる投資顧問料（投資一任フィー）、運用管理手数料（ラップフィー）の料率をそれぞれ乗じ、さらに楽天証券投資一任契約約款第 11 条第 2 項に掲げる計算期間の日数を 365 日で除して得られた数字をそれぞれ乗じた額（円未満切捨て）の合計金額を当月分の固定報酬とします。（楽天証券投資一任契約約款第 15 条第 1 項で定める契約期間内に閏日を含む場合であっても、計算期間の日数を 365 日で除するものとし、以下本項において同様とします。）但し、契約金額の増額がなされた場合には、当該契約金額の増額の効力発生日が属する計算期間に係る固定報酬の額は、当該契約金額の増額によって生じる増加額に対して下記の料率を乗じて得た額に、当該契約金額の増額の運用開始日から当該計算期間の末日までの日数を 365 日で除して得られた数字を乗じた額を加えた額とします。

また、成功報酬の額は、下記（3）に掲げる方法により計算します。

(1) 固定報酬型に係る報酬料率

契約資産の時価評価額の内訳	固定報酬率（税込・年率）		
	投資顧問料 （投資一任フィー）	運用管理手数料 （ラップフィー）	報酬率合計
1,000万円以下の部分	0.162%	0.54%	0.702%
1,000万円超5,000万円以下の部分		0.486%	0.648%
5,000万円超1億円以下の部分		0.432%	0.594%
1億円超の部分		0.378%	0.54%

(2) 成功報酬併用型に係る固定報酬料率

成功報酬併用型は、以下の固定報酬率をもって計算された固定報酬額に加え、下記(3)に掲げる計算式に則って計算された成功報酬額を徴収します。

契約資産の時価評価額の内訳	固定報酬率（税込・年率）		
	投資顧問料 （投資一任フィー）	運用管理手数料 （ラップフィー）	報酬率合計
1,000万円以下の部分	0.054%	0.54%	0.594%
1,000万円超5,000万円以下の部分		0.486%	0.54%
5,000万円超1億円以下の部分		0.432%	0.486%
1億円超の部分		0.378%	0.432%

(3) 成功報酬の算出方法

- 成功報酬の金額 = 実質運用益 × 5.40%（税込・円未満切捨て）
- 実質運用益は、下記のとおり計算した結果が正の値であった場合、その値とします。

実質運用益 = 一定の基準日における契約資産の時価評価額 - 実質リターン算出基準値（※ハイウォーターマーク）

※実質リターン算出基準値（ハイウォーターマーク）は、初回は新規契約金額、以降は過去の各契約年度末における契約資産の時価評価額（追加入金、一部解約金額（一部解約に伴う既支払済の成功報酬を含みます）を加減算します）の中で最も高い金額（成功報酬控除後の期末時価評価額）です。

- ・ 減額時についてはお申し出いただいた日の時価評価額を計算基準として契約金額全額について、減額をお申し出いただいた日までの成功報酬を都度算出します。
- ・ 全部解約時については資産売却完了後の時価評価額を計算基準として算出します。

(4) 報酬の返還

お客様から徴収した報酬は、原則として返還いたしません。但し、減額又は全部解約があった場合は、減額又は解約金額に対応する未経過日数分の報酬（投資顧問料及び運用管理手数料）をご返金します。

(5) その他間接費用等

本契約で投資する証券投資信託においては、以下の運用管理費用が発生します。

- ・ 信託報酬・・・最大で信託財産の0.378%（概算、税込・年率）
 ※実質的な運用管理費用(含む「信託報酬」)：最大で信託財産の0.6796%（概算、税込・年率）
- ・ 信託財産留保額・・・証券投資信託を中途解約した場合に信託財産に留保される額で最大で信託財産の0.30%（概算）
- ・ その他費用・・・監査費用、有価証券の売買に係る手数料、資産を外国で保管する場合の費用等

その他費用の合計額及び上限額については、資産配分比率や運用状況、運用実績等に応じて変動するため、事前に具体的な金額・計算方法を記載することができません。なお、本契約で投資する証券投資信託が投資対象とする他の証券投資信託においても、運用管理費用がかかります。詳しくは、各証券投資信託の契約締結前交付書面及び目論見書をよくお読みください。